

青森県報

第四千三百八十一号

平成二十九年
十一月二十九日
(水曜日)

目次

告 示

○保安林の指定解除予定……………	(林 政 課) ……
○漁業の許可等の申請期間……………	(水産振興課) ……
○道路の区域の変更……………	(道 路 課) ……
○道路の供用の開始……………	(同) ……
○証紙売りさばき人の業務の廃止の届出……………	(会計管理課) ……
公 告	
○大規模小売店舗の変更の届出……………	(商工政策課) ……
○右 同……………	(同) ……
○大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………	(同) ……
○大規模小売店舗の新設に関する届出の取下げ……………	(同) ……
公安委員会	
○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………	(会 計 課) ……
○右 同……………	(同) ……

告 示

青森県告示第八百二十一号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十九年十一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 解除予定保安林の所在場所
三沢市塩釜四丁目三六〇三の三一 (次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
飛砂の防備

三 保安林を解除しようとする理由
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第八百二十二号

青森県海面漁業調整規則(昭和四十三年二月青森県規則第十一号)第八条第二項(同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めたので、同規則第八条第三項(同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により告示する。

平成二十九年十一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成三十年一月九日から同月十九日まで

備考

- 一 漁業種類 手繰第二種漁業のうち、うにびき網漁業
- 二 操業区域 東共第二十五号、東共第二十七号、東共第二十九号及び東共第三十号の各漁業権漁場の区域
- 三 操業期間 平成三十年二月一日から同年七月三十一日まで
- 四 許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度 百四十一隻

青森県告示第八百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十九年十二月二十八日まで青森県県土

整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間		変更の 前後別		敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	菰槌木造線	後	前	後	前	一五・九〇メートルから 一二・八〇メートルまで	一五六・六〇メートル	
2	県道	十腰内陸奥 森田停車場 線	後	前	後	前	一七・九〇メートルから 一八・二〇メートルまで	一八・六〇メートル	
3	県道	上野十和田 線	後	前	後	前	一九・〇〇メートルから 二一・七〇メートルまで	一六一・一〇メートル	

青森県告示第八百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十九年十二月二十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の日
-----	---------	--------

路線	敷地の幅員	敷地の延長	備考
県道五林平藤崎 線	北津軽郡板柳町大字常海橋字俵元五九の七から 北津軽郡板柳町大字滝井字前田二九七まで	平成二五・二・二元	
県道稲盛千代町 山田線	つがる市柏玉水松島一〇〇の一から つがる市柏玉水藤岡二の二まで	〃	
県道山田鯉ヶ沢 線	つがる市森田町大館鳴海二二三三の一から つがる市森田町大館鳴海二六七の二まで	〃	

青森県告示第八百二十五号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成二十八年四月二十五日をもって青森県

収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成二十九年十一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び氏名

五所川原市金木町朝日山三三三の八

角田 弘子

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年十一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアドゥ

八戸市沼館四丁目七の一一二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	八戸臨海開発株式会社 八戸市沼館四丁目七の一一二 代表取締役 三村裕一	変 更 後	八戸臨海開発株式会社 八戸市沼館四丁目七の一一二 代表取締役 牧野善之	変 更 年月日	平成 二六・六・三〇
	福田アセット&サービス株式会社 新潟県新潟市中央区西堀通二番町 七七八 代表取締役 樋口孝夫	変更なし			

三 届出年月日

平成二十九年十月三日

四 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

平成二十九年十一月二十九日から平成三十年三月二十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

五 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成三十年三月二十九日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年十一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ピアドゥ
八戸市沼館四丁目七の一一二外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 1 八戸臨海開発株式会社
八戸市沼館四丁目七の一一二
代表取締役 牧野善之
 - 2 福田アセット&サービス株式会社
新潟県新潟市中央区西堀通二番町七七八
代表取締役 樋口孝夫
- 三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
大規模小売店舗の施設の設置に関する事項	駐車場の位置及び収容台数 二、一、二九台 (位置は、届出書添付図面のとおり)	位置変更のみ、収容台数は変更なし (位置は、届出書添付図面のとおり)	平成二九・二・二

- 四 届出年月日
平成二十九年十月三日
- 五 届出書及び添付書類の縦覧
 - 1 場所
青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁
 - 2 期間
平成二十九年十一月二十九日から平成三十年三月二十九日まで
 - 3 時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 六 意見書の提出
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

- る。
- 1 提出期限
平成三十年三月二十九日
- 2 提出先
青森県商工労働部商工政策課
- 3 記載事項
 - (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
 - (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (三) 意見及びその理由
- 4 言語
意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年十一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン弘前樋の口
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 1 マックスバリュ東北株式会社
秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五
代表取締役 佐々木智佳子
 - 2 DCMサンワ株式会社
青森市大字石江字三好六九の一
代表取締役 鎌形和夫
 - 3 イオンタウン株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表取締役 大門淳

三 弘前市の意見の概要

1 今回変更の届出があった対象時間（午前七時から午前九時まで、年間十日程度は午前六時から）での等価騒音レベル予測（昼間）においては、いずれの地点でも環境基準を満足する結果となっていることから、周辺生活環境へ与える影響は少ないものと思われるが、今後においても、騒音等に係る関係法令を遵守し、周辺住民からの苦情等があった場合には、誠意をもって対応すること。

2 当該店舗は、弘前市立西小学校の通学路に隣接しており、開店時間が児童の通学時間に重なるため、登校時における児童の安全に十分配慮すること。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

平成二十九年十一月二十九日から同年十二月二十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の新設に関する届出の取下げ

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出をした次の者から平成二十九年十一月九日付けで当該届出の取下げがあつた。

平成二十九年十一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）いとく浜の町店

弘前市大字浜の町西二丁目五の二一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社伊徳

秋田県大館市清水四丁目四の一五

代表取締役 塚本徹

三 新設届出年月日

平成二十九年五月二日

公安委員会

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年十一月二十九日

青森県警察本部長 住 友 一 仁

一 物品等の名称及び数量

電子計算機等（青森県警察県内WAN端末等）貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県警察本部警務部会計課

青森市新町二丁目三の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十九年十月三日

五 落札者の名称及び住所

株式会社青森共同計算センター

青森市第二間屋町三丁目一〇の二六

六 落札金額

八百一十一万二千九百六十円

七 落札者を決定した手続
 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日
 平成二十九年八月二十一日

~~~~~  
 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示  
 ~~~~~

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年十一月二十九日

青森県警察本部長 住 友 一 仁

- 一 物品等の名称及び数量
 電子計算機等（青森県警察自動暗号化ソフト等）賃貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 青森県警察本部警務部会計課
 青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法
 一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
 平成二十九年十月三日
- 五 落札者の名称及び住所
 NTTファイナンス株式会社東北支店
 宮城県仙台市青葉区国分町三丁目一の二
- 六 落札金額
 四百七十九万五千二百円
- 七 落札者を決定した手続
 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
- 八 入札の公告を行った日

平成二十九年八月二十一日

（発行所・発行人）
 青森市長島一丁目一番一号
 青 森 県

（印刷所・販売人）
 青森市第二問屋町三丁目一番七七号
 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
 定価小口一枚二付十五円四十四銭